

商品概要説明書

J Aアグリマイティー資金

(平成 29 年 7 月 1 日現在)

商品名	J Aアグリマイティー資金
<p>ご利用 いただけ る方</p>	<p>ご利用いただける方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員であり J A が定めた農業者（専業農家、兼業農家、農業法人）等の方。 ※農業者等には次の条件を満たす農業者等の方を含みます。 ①農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であつて、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます。）。 (a) 代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有すること。 (b) 一元的に経理を行っていること。 (c) 原則として 5 年以内に農地保有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。 (d) 農用地の利用の集積目標を定めていること。 (e) 主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【備考】</p> <p>・①については (a)～(e) の要件をすべて満たす団体とするが、水田作および畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用集積の目標を定めていることを要しないものとする。</p> </div> ②集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする方。 ○ 原則として静岡県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 <p>※信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ静岡県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p>
<p>資金使途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産に直結する設備資金・運転資金（以下、アグリエース資金という） ○ 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金（以下、アグリネット資金という） ○ 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金（以下、アグリエリア資金という） ○ 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金（以下、アグリパワー資金という） ○ 自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金（以下、災害緊急資金という） <p>※本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、当 J A でお借入の既往資金の借換えも行いません。</p> <p>※借換え資金は、以下の場合が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限られます。 ②長期資金の借換えの場合の貸付限度額は、残債の範囲内に限られます。

	<p>※再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、以下の事業は対象となりません。</p> <p>①地域の農業生産の縮小を招く恐れのある事業</p> <p>②土地・建物等の資産を賃借して行う事業</p>
借入金額	<p>○ 事業費の 100%の範囲内かつ貸付上限額 3 億円以内</p> <p>※ただし、再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、借入金額の上限は 5 千万円、災害緊急資金については、貸付上限額は 5 百万円となります。</p> <p>※貸付金額は 10 万円以上（金額単位：1 万円）とする。</p>
借入期間	<p>【長期資金】</p> <p>○アグリエース資金及びアグリネット資金 設備資金 20 年以内（据置期間 3 年以内）、運転資金は 10 年以内とします。</p> <p>○アグリエリア資金 20 年以内（据置期間 3 年以内）とします。</p> <p>○アグリパワー資金 原則 10 年以内（据置期間は設備稼働開始時期まで）とします。 ただし、電力会社への全量売電を目的とする場合は、電力買取保証期間内かつ 20 年以内（据置期間は設備稼働開始時期まで）とします。</p> <p>○災害緊急資金 最長 5 年以内（据置期間 2 年以内）とします。</p> <p>【短期資金】 1 年以内</p>
借入利率	<p>○ 当 J A 所定の利率とします。</p> <p>詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。</p>
借入方式	<p>【長期資金】 証書貸付とする。</p> <p>【短期資金】 特別当座貸越とする。</p>
返済方法	<p>【長期資金】 証書借入における元金均等または元利均等返済。</p> <p>【短期資金】 特別当座貸越における元金均等および期日一括返済。</p>
担保	<p>○ 担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。</p>
保証	<p>○ 原則として静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p>
保証料	<p>○ ご借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（元利均等返済の場合）は、借入期間 1 年の場合 3,555 円、5 年の場合 16,784 円、10 年の場合 33,524 円となります。】</p>

手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご融資後 5 年以内に繰上返済を行う際には 3,240 円（税込）の手数料が必要となります。 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,400 円の条件変更手数料（税込）が必要となります。 ○ 不動産に担保権を設定する際には 32,400 円（税込）の事務手数料が必要となります。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J Aバンク相談所（電話：054-284-9548）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課または静岡県 J Aバンク相談所にお申し出ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として静岡県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

とぴあ浜松農業協同組合